

少子高齢化を 生きる 第7回

- 少子高齢化が進む日本。
- その現状と私たちや社会
- ができる対策を考えます。

諸外国の子育て支援の取り組み



松田 茂樹 Matsuda Shigeki

中京大学現代社会学部教授。博士（社会学）。少子化対策や子育て支援を研究。内閣府「少子化危機突破タスクフォース」メンバー。主著に『少子化論』（勁草書房）などがある。

わが国の出生率は1.41人で、人口置換水準*1を長期間にわたり下回っています。この現象は、わが国だけにみられるものではありません。主要な先進国は、一度は少子化を経験しています*2。例えば、フランスやイギリスは1970年代半ばから2000年代まで出生率が2.0を割っていました。ドイツやイタリアは、今も日本と同じ程度に出生率が低迷しています。スウェーデンは、1970年代以降、出生率の低下を2度経験しています。ちなみに、シンガポールなどのアジアの国は、わが国以上に出生率の低迷に見舞われています。

ヨーロッパには子育て支援を充実させて少子化から脱出した国があります。それらの国の取り組みの特徴は、子育てに対する経済的支援、育休と保育サービスによる両立支援、子育て支援に対する予算の多さの3点にあります。

■ 子育てに対する経済的支援

少子化から脱出した各国は、児童手当と税制によって子育てする家庭を経済的に支援しています。児童手当のことは前号でも触れましたが、金額と支給期間を総合すると、主なヨーロッパ諸国の児童手当はわが国よりも充実しています。例えばイギリスは、第1子に月額約1万円、第2子以降はそれに月額約7,000円を加えた額を子どもが学生であれば20歳まで支給しています*3。また、子ども数に応じて納税額を軽減できる児童税額控除もあります。

■ 育休と保育サービスによる両立支援

日本の育児休業（以下、育休）は、子どもが1歳になるまで（一定の要件を満たす場合は1歳6カ月まで）取得でき、休業前の50%の所得が保障されます*4。

ヨーロッパには、これよりも充実した制度がある国とそうでない国があります*5。スウェーデンでは、子どもが8歳まで、両親合わせて480労働日を休むことができます。休業中、360日までは給料の80%、残り90日は一定金額が保障されます。フランスでは、労働者は1～3年間の休職かパートタイム労働を選択でき、一定額の所得が保障されます。一方、イギリスの育休は、5歳までに両親合計で13週間しか取得できず、休業中の所得保障もありません。これらを見ると、わが国の育休の充実度合いは「中」程度といえるでしょう。

保育サービスをみると、スウェーデンは0歳児に対する保育サービスは原則ありません。0歳のうちは、親が育休を利用して在宅で子どもの世話をしているからです。育休から復帰後は、幼稚園と保育所が一体になった就学前学校、家庭保育室等によって保育がなされます。フランスでは、3歳以上の子どもは無償の幼稚園に通います。保育サービスを利用するのはもっぱら3歳未満であり、保育所よりも家で子どもを預かる保育ママの方が普及しています*6。以上の

ように保育サービスのあり方は国によって違い、その優劣は比較しにくいのです。その国の状況に合わせた保育を行うことが大切でしょう。

子育て支援全体の予算

少子化を脱した国とわが国の取り組みの最大の違いは、子育て支援全体の予算額の差にあります。「家族関係社会支出」とは、子育て支援として行われる現金給付（家族手当、出産・育児の給付等）と現物給付（保育・就学前教育など）を合わせた支出のことです。この額が多いほど、子育て支援に予算を投じていることになります。

諸外国における家族関係社会支出の対GDP（国内総生産）比が図です。わが国は約4兆円（2007年）であり、これはGDPの0.79%（2012年度は1.04%）に相当します。スウェーデンが3.35%、イギリスが3.27%、フランスが3%であり、いずれも3%を超えています。わが国の約3倍の水準と考えられます。子育て支援が少ないといわれるドイツでも1.88%で、わが国よりも比率が高いです。アメリカは0.65%と低いですが、同国の出生率ももともと高いため、少子化対策が必要とされていないという背景があ

ります。

諸外国の子育て支援の取り組みのなかには、わが国が少子化を脱するためのヒントがあります。まず、充実した子育て支援をすることで出生率を回復させることが可能であるということです。日本も、子育て支援を拡充すれば、出生率は回復すると考えられます。ただし、各国が出生率の低下から回復までに20～30年を要しているところを見ると、わが国でも息の長い取り組みが必要であるといえます。そのためには、子育て支援全体の予算を増やすことが必要です。わが国が少子化を克服した国と同程度の子育て支援をするには、予算を現在の3倍まで増やさないとはいけません。今の財政事情をみると直ちには無理でしょうが、時間をかけてでも子育て支援の予算を増やしていくことが求められます。

具体的な子育て支援をみると、手当を拡充し、税制を工夫することで、子育てをする家庭に対する経済的支援を増やし、また、わが国の状況に合わせて保育サービスを充実させることです。4月号*7で述べたように、日本は働く母親と専業主婦の両者がいて、それぞれが子育ての困難を抱えている国ですから、保育所、幼稚園、子

育て広場や一時保育等の地域子育て支援をバランスよく充実させていくことが大切です。

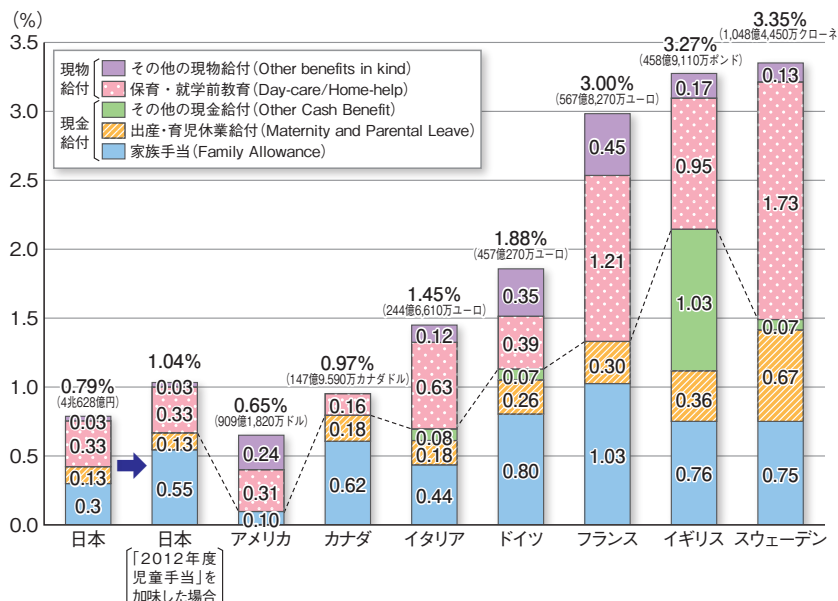


図 主要国の家族関係社会支出の対GDP比(2007年)

資料：内閣府「平成24年版子ども・子育て白書」

- * 1 その国の人口を長期にわたって維持するための出生率の水準。日本は2.07（内閣府「平成24年度版 子ども・子育て白書」第2章 第1節より）。
- * 2 内閣府『平成24年度版 子ども・子育て白書』第2章 第1節
- * 3 「子ども手当て再考」『Life Design Focus』（第一生命経済研究所）
- * 4 2010年4月1日より、「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」が統合され、「育児休業給付金」として全額、育児休業中に支給されることになった。
- * 5 内閣府『平成17年版 少子化社会白書』第1部 第4章 第2節
- * 6 松田茂樹著「少子化論—なぜまだ結婚、出産しやしない国にならないのか」210-211ページ 勁草書店（2013）
- * 7 ウェブ版『国民生活』2013年4月号「少子高齢化を生きる」第4回「保育と地域による子育て支援」